



妊婦支援給付金の支給について

(事業開始後に妊娠届等を出した方用)



全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、保健師や保育士等がご相談に応じ、必要な支援に繋がります。

また、経済的支援として、妊娠届出後に妊婦1人につき5万円、出産予定日の8週間前の日以降にお子さん(胎児)1人につき5万円を支給します。

1. 対象者について

申請日時点で根室市内に住民登録があり、下記要件に該当する方

ア) R7.4.1 以降に妊娠届を提出された妊婦 ⇒ 妊婦支援給付金(妊娠)

イ) R7.4.1 以降に出生する(した)お子さんを養育する妊産婦 ⇒ 妊婦支援給付金(出産)

※ただし、他の市町村で同様の給付金の対象となった方は除きます

2. 支給額について

①妊婦支援給付金(妊娠) 妊婦1人につき5万円

(双子の場合でも5万円となります)

②妊婦支援給付金(出産) 養育するお子さん(胎児)1人につき5万円

(双子の場合は10万円となります)

3. 申請方法

①の対象者の方には、妊娠届出の面談時に申請書をお渡ししますので、申請書に記入し身分証及び通帳(又はキャッシュカード)の写しを添付のうえ、市こども支援課に提出してください。

②の対象者の方には、妊娠後期アンケート送付時に申請書を同封します。アンケートの回答とともに、申請書、身分証及び通帳(又はキャッシュカード)の写しを市こども支援課に提出してください。

4. その他

・上記①は、妊娠届出時に実施する面談後に支給となります。

・上記②は、妊娠後期アンケート(妊娠8か月・胎児数の届出)後に支給となります。



◎お問い合わせ

根室市役所健康福祉部こども支援課

電話 0153-23-6111 (内2123)